



定年退職者の方

年金や雇用保険など各種手続き

## 雇用保険編

### 雇用保険の手続き

定年で退職したあと、新しい会社に転職する場合は、雇用保険の手続きが必要になります。

再就職をしない場合は、雇用保険の手続きの必要はありませんが、退職した年に再就職をしない場合は、所得税を支払い過ぎている状態になりますので、確定申告が必要です。ご自身で申告書類の作成が難しい場合は、「[退職後の確定申告支援サービス](#)」をご利用ください。

#### 退職前にやること

✓ **ハローワークの場所を確認する**

ご自身が住んでいる場所を管轄しているハローワークの場所を確認しておく。

ハローワークの場所を確認する場合は「[ハローワーク等所在地情報](#)」よりご確認ください。

✓ **退職前6か月分の給与明細を保管しておきます**

失業給付金の試算に役立つため、給与明細を保管していない人は保管しておいてください。

✓ **会社に雇用保険被保険者証を確認しておきます**

会社保管の場合は、会社に雇用保険被保険者証について確認しておいてください。

#### 退職したとき

✓ **雇用保険被保険者証を受け取る**

## 退職後にやること



定年退職後、会社から離職票が送られてくるので確認します

### 求職活動を始めましょう

- 失業認定日ごとにハローワークへ行き、失業認定を受けます

### 65歳を過ぎた方には、高年齢求職者給付金が支給されます

- 65歳を過ぎた方は、基本手当ではなく、高年齢求職者給付金（一時金）が支給されます

高年齢求職者給付金を受給する場合、ハローワークで求職の申込みを行います

### 必要書類

✓ 雇用保険被保険者離職票－1

✓ 雇用保険被保険者離職票－2

✓ 銀行または郵便局の通帳、またはキャッシュカード

（離職票－1に金融機関の口座確認印があれば不要です。）

✓ 身元（実在）確認書類

（（1）のうちいずれか1種類（1）の書類をお持ちでない方は、（2）のうち異なる2種類（コピー不可））

（1）運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、官公署が発行した身分証明書・資格証明書（写真付き）など

（2）公的医療保険の被保険者証、児童扶養手当証書など

✓ 個人番号が確認できる書類

以下のいずれか1種類

・マイナンバーカード（マイナンバーカードがあれば身元（実在）確認書類は不要です）

・通知カードまたは個人番号記載の住民票の写し（住民票記載事項証明書）

✓ 正面上半身の写真1枚

（縦3cm × ヨコ2.4cm）

医療費を10万円以上お支払いの方におすすめ

－医療費控除支援サービス－

新サービス登場！



年間  
医療費

10万円以上

※総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額等の5%

支払っていませんか？



[詳細はこちら](#)

支払った医療費が10万円を超えていれば  
確定申告の医療費控除で医療費が返ってくる可能性があります！